

4 新たな事業・制度との連携・活用による取組の促進

③地方の独自事業の展開

京都：野生生物とのバッファゾーン創生モデル事業

近年、中山間地域においては過疎化や高齢化により山林管理が不十分になっていることから、農地や住宅地等に隣接する山林（里山）の荒廃が進んでいる。その結果、荒廃した里山へ生息域を広げたツキノワグマ、イノシシ、サル等の野生生物が、農地や住宅地に出没し、農作物や人に被害を及ぼす事例が増加している。このため、京都府では平成 17 年度からの新規事業として「野生生物とのバッファゾーン創生モデル事業」を実施している。

事業内容

(1)山林整備

里山を帯状に整備することにより、人と野生生物とを隔てる緩衝地帯（バッファゾーン）として創生するとともに、奥山については、実のなる広葉樹等を植栽し、野生生物が生息しやすい環境に再生する。

①里山の不要木伐採、やぶ払い

荒廃した里山を、農地等との境界に沿っておおむね 50 メートル以上の幅で、不要木の伐採ややぶ払い等の整備を行う。

②奥山への広葉樹植栽

(2)バッファゾーンの維持管理

(1)で整備した帯状のバッファゾーンに、地域の畜産農家との連携やレンタカウ制度等の活用により家畜を放牧し、里山の植生管理及び野性動物に対するバッファゾーン効果維持のモデルスタイルを確立する。

①家畜放牧施設の整備（電気牧柵の設置）

②和牛等の放牧

事業主体

(1)山林整備：京都府（森林組合等へ委託）

(2)①家畜放牧施設の整備：市町村 ②和牛等の放牧：集落等

補助率等

(1)委託（京都府 10/10）

(2)①補助率 1/2 以内 ②非補助（地元負担 10/10）

採択要件（以下の全ての条件を満たすこと。）

①過去に、ツキノワグマの被害又は出没があった地域であること。

②整備対象山林は「水土保持林」に区分された森林であること。

③里山の不要木の伐採・やぶ払い及び家畜放牧施設の整備は、1 地区につき延長 2 km 以上、面積 10ha 以上とすること。

④放牧はおおむね 5 箇年（実施時期 4 月～11 月）以上実施すること。